

# 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する 基本的な方針」の一部改正案（概要）

## 1 改正の背景

### （１）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）については、配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護の在り方が課題となっている状況に鑑み、その解決に資する観点から、保護命令制度その他の施策の対象を拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者の保護のための施策を講ずる必要があるものとして、平成 25 年 6 月、議員立法により改正が行われた。

今回の法の改正により、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係にある共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法の規定を準用することとされるとともに、法の題名中「保護」を「保護等」に改めるなどの所要の規定の整備が行われた。

なお、改正法である「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 72 号。以下「改正法」という。）については、公布の日から起算して 6 月を経過した日（平成 26 年 1 月 3 日）から施行されることとなっている。

### （２）基本方針の改正

改正法の趣旨を踏まえるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成 20 年 1 月 11 日 内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第 1 号。以下「基本方針」という。）第 3-1 に規定する基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を行い、その結果に基づき、基本方針を改正する。

## 2 現行の基本方針と改正案の主な違い

### （１）今回の法改正に伴う変更点

- ア 基本方針の題名中「保護」を「保護等」に変更
- イ 法改正に伴う準用の項目の追加（第 1-3（1）、別添保護命令の手続）

### （２）配偶者暴力に係る制度・施策等に関する変更点

- ア 現時点における自治体の基本計画の策定数、配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数、保護命令の発令件数等の数字の更新（第 1-2）
- イ 配偶者からの暴力等の被害者が高齢者又は障害者である場合の対応の追加
  - （ア） 配偶者暴力相談支援センターが高齢者虐待及び障害者虐待にも該当する事案を把握した場合の市町村への通報、その後の被害者に対する支援に関する市町村との連携等の追加（第 2-3（2）、4（1）イ）

- (イ) 高齢者虐待及び障害者虐待にも該当する事案に係る一時保護施設委託先の確保における市町村との連携について追加（第2-6（2）オ）
- ウ 被害者からの相談に対し、警察がとり得る各種措置を教示し、被害者の意思決定を支援することを明記し、また、被害者が被害の届出をしない場合の措置について追加（第2-4（2）ア）
- エ 外国人住民にも住民基本台帳制度が適用されることとなったため、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置が外国人住民も対象となることを追加（第2-7（2））
- オ 配偶者からの暴力及びストーカー行為等に加え、児童虐待及びこれらに準ずる行為も住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の対象となることを追加（第2-7（2））
- カ 父または母が保護命令を受けた児童についても、児童扶養手当の支給が可能となることを追加（第2-7（3）エ）
- キ 保護命令制度の適切な運用の実現のための施策に関する追加
  - (ア) 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し保護命令制度の説明を行う際、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができないなどの場合において、保護命令の発令要件の証明が可能なときは、審尋等の期日を経ずに発令するように事情を申し出ることが可能であること等について、説明する必要があることを追加（第2-8（1）ア）
  - (イ) 被害者が一時保護所、婦人保護施設等を退所する場合や、遠隔地へ避難する場合等において、配偶者暴力相談支援センターが被害者の住所又は居所を管轄する警察や、新たな避難先となる地方公共団体と連携することに関する追加（第2-8（2）イ、9（4））
  - (ウ) 保護命令制度の利用に関して、配偶者暴力相談支援センターや都道府県警察等が参加する協議会等の場での検討が望ましい旨を追加（第2-9（2）イ）
  - ク 在留資格の取消を行わない場合の具体例に「配偶者からの暴力を理由として、一時的に避難又は保護を必要としている場合」が該当することを追加（第2-10（1）ウ）
- ケ 民間団体との連携や教育啓発、調査研究の推進等に関する追加等
- コ その他所要の改正を行う。

### 3 根拠法令

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の2

### 4 今後のスケジュール（予定）

公 布：平成25年12月下旬

施 行：平成26年1月3日